

第十号様式（第十二条関係）

再資源化解体計画

申請者

（郵便番号） ○○○－○○○○

住 所 ○○県○○市○○

氏 名 株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（以下の記載説明は日本船舶を想定しています。外国船舶の場合は、船舶国籍証書に代わるものとして登録証書（Registry）が交付されていると思いますので、そちらをご参照ください。それでも、ご不明点がございましたら、海事局海洋・環境政策課あてご相談ください。）

1. 再資源化解体を行おうとする特定船舶に関する事項

（1）名称

船舶国籍証書に記載のとおり、「船名」を転記してください。

（2）船種

船舶国籍証書に記載のとおり、「種類」（汽船、帆船、非自航船等）を記載してください。

（3）船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名（※）

船舶国籍証書に記載のとおり、「所有者」を記載してください。所有者の住所は不要です。なお、複数の所有者による共有船の場合にあつては、所有者のすべてを記載し、どの者が船舶管理人であるかも記入してください。

（4）旗国

（5）特定船舶が初めて登録された日

ご不明の場合は、海事局 海洋・環境政策課にご確認ください。

（6）船舶番号又は信号符字

（7）国際海事機関船舶識別番号

船舶識別番号の発行を I H S （ I M O 番号の付与機関）から受けた船舶のみ記載してください。

（8）製造番号

建造造船所及び建造番号を記載してください。（例：○○造船 SNo. ●●●●）

（9）船籍港

（10）国際海事機関船舶所有者識別番号（船舶所有者が複数存在する場合は全ての者の番号）

所有者識別番号の発行を I H S （ I M O 番号の付与機関）から受けた者のみ記載してください。

(11) 国際海事機関会社識別番号

I S Mコード非適用船（官庁船等）にあつては、記載不要。

(12) 船級の登録を行っている機関

(13) 全長

一般配置図に記載があれば、転記してください。無ければ、船舶国籍証書に記載の「船舶法施行細則第 17 ノ 2 第 8 号の長さ」を記入し、後ろに「(登録長さ)」を付記してください。

(14) 幅

(15) 型深さ

船舶安全法船舶検査手帳中の船舶件名に記載の「D」の数値を転記してください。無ければ、船舶国籍証書に記載の「船舶法施行細則第 17 ノ 2 第 10 号の深さ」を記入し、後ろに「(登録深さ)」を付記してください。

(16) 軽荷重量

本船に備え付けられている「船長のための復原性資料」中に重量重心計算書が含まれていれば、その頁中の数値を転記ください。

(17) 総トン数

(18) 純トン数

純トン数を証明する書面を持ち合わせていない船舶（例えば、内航船）の場合は記載は不要です。

(19) 推進機関の種類及び出力

船舶国籍証書に記載のと通りの「機関の種類」及び、船舶検査手帳中、船舶件名表に記載のあるそれぞれの出力を参照のうえ、記載してください。

(20) 船舶所有者の電話番号

(21) 船舶所有者の電子メールアドレス

2. 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資源化解体施設に関する事項

(1) 場所

(2) 許可番号

(3) 連絡担当者の氏名

(4) 連絡担当者の電話番号

(5) 連絡担当者の電子メールアドレス

(6) 作業言語

3. 特定船舶の再資源化解体の日程に関する事項

(1) 再資源化解体を行おうとする特定船舶が特定船舶再資源化解体施設に到着する予定日

(2) 再資源化解体を開始する予定日

(3) 再資源化解体を完了する予定日

(4) 特定船舶の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部としての利用を開始する予定日

部品、材料その他の有用な物で最も早い引き渡し開始予定日を記載してください。

(5) 再資源化解体に伴って生ずる廃棄物の処理を完了する予定日

廃棄物の最終処分が全て完了する予定日を記載してください。

4. 再資源化解体の実施の方法

別紙に記載の通り (サンプルを参考にしてください。)

5. 再資源化解体に伴って生ずる廃棄物の管理の方法

別紙に記載の通り (サンプルを参考にしてください。)

備考 (※) 印の欄は、法第 18 条第 1 項の承認の申請の場合に記入すること。

再資源化解体計画（別紙）

本紙はあくまでもサンプルですので、
再資源化解体施設や解体する
船舶の状況等に応じて適切に
記載いただくようお願いいたします。

● 基本情報

1. 再資源化解体を行おうとする特定船舶に関する事項

第十号様式中「1. 再資源化解体を行おうとする特定船舶に関する事項」に記載の通り。

2. 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資源化解体施設に関する事項

第十号様式中「2. 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資源化解体施設に関する事項」に記載の通り。

3. 特定船舶再資源化解体の日程

第十号様式中「3. 特定船舶の再資源化解体の日程に関する事項」に記載の通り。

● 再資源化解体の実施の方法（第十号様式中「4. 再資源化解体の実施の方法」の内容）

1. 船舶到着前の準備

1.1 船舶到着前に実施する作業

以下の機器については、船舶の到着前に、船主の責任により取り外される。

- 操舵室のレーダ関係機器
- 操縦装置
- ジャイロコンパス

1.2 図書類及びタンクの状態の確認。

有害物質等一覧情報（以下「インベントリ」という。）を事前に入手し、有害物質の量及び存在箇所を確認。

1.3 船舶の到着及び係船計画

合成繊維ロープ（ホーサー）で岸壁ビット、ウエイトに固縛するとともに、船体・岸壁間にはフェンダを配置する。なお、台風襲来が予想される時期の場合は、過去の〇〇県の最大瞬間風速〇〇m/s、風向きを想定し、係船索を通常より造索することとする。

- 本船解体期間：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- 本船係留方向：N（北）

2. 船舶到着時の船上検査

2.1 船上検査の経路

船舶到着時に船上検査を行い、インベントリ等に記載されている情報と本船の状態を比較し、有害物質の所在等を確認する。以下の場所について、アスベスト、高濃度P C B廃棄物等の有害物質の含有可能性を目視により確認する。

- 航海甲板
 - ✓ 設備機械室：天井及び壁の防熱材の有無
 - ✓ 非常用発電機室：排気ダクト防熱材
 - ✓ 操舵室：天井、壁及び床の詳細点検
- 煙突内部
 - ✓ 煙突内部：排気管防熱材
- 遊歩甲板
 - ✓ 残置物
 - ✓ ○○室：前壁、天井、床
- 船楼甲板
 - ✓ ポンプ機械室：空調機有無
 - ✓ 事務室：天井、壁、床
 - ✓ ギャレー：床
- 中甲板及び船首部倉庫
 - ✓ ○○室：天井裏配管防熱材
 - ✓ 甲板長倉庫：残置塗料缶の種類と缶数
- 車両甲板
 - ✓ 天井
- ポンプ室・設備機械室及び主機室、補機室、居室、操舵機室
 - ✓ ポンプ室・設備機械室：配管防熱材
 - ✓ 主機室、補機室：排ガス管防熱材
 - ✓ 補機室：排ガス管防熱材及び諸配管保温材
 - ✓ 居室：壁及び天井
 - ✓ 操舵機室：配管保温材

【船上検査の経路を一般配置図上に示す】

2.2 追加サンプリング及びマーキング

(1) 追加サンプリング

以下の箇所については、インベントリに記載されていないアスベスト等の存在が疑われるため、専門業者によるサンプリングを実施する。

- 機関室（建造時から改装されてない部分）
- 乗組員居住区の壁、天井、配管保温材（建造時から改装されてない部分）

あわせて、以下の箇所について、必要に応じて、船上検査時の現場の判断で追加サンプリングを実施する。

- インベントリに”PCHM”と記載された場所・機器
- IHMに記載されていない場所・機器であっても有害物質の含有が疑われる場合

(2) マーキング

本船は、船主から提出された有害物質等一覧情報により、以下の場所・機器にアスベスト含有材料が使用されていることが確認されたため、これらアスベスト使用場所・機器について、船上検査時にマーキングを行い、対象場所・機器が容易に識別できるようにする。さらに、船上検査時の判断によって、追加サンプリングを実施する必要があると判断された場所・機器についてもマーキングを行う。

- アスベスト吹付け箇所（レベル 1）
 - ✓ 航海甲板操舵室
 - ✓ 第 2 甲板空調室壁・天井裏
- 断熱・保温材（レベル 2）
 - ✓ 第 2 甲板第 2 補機室煙突周囲断熱材
 - ✓ 第 2 甲板空調室及び第 2 補機室配管保温材
 - ✓ 第 2 甲板空調室空調ダクトフランジパッキング

2.3 安全対策

(1) 経路の確認

船上検査時は、船主より入手した図面等をもとに通路及び非常口を確認するとともに、必要に応じて安全通路及び非常口の掲示を行って安全を確保する。

(2) 安全な立入のための手順

船倉のタンクについて、事故防止規程に記載された手順に従って、ガスフリー状態及び酸素濃度を確認した上で立入を行う。

(3) 安全な火気作業のための手順

ポンプ室・設備機械室内の機器、タンク及び空調機室の空調機には油類が残っていると考えられるため火気作業の際には注意を要する。火気使用前に、事故防止規程に記載された手順に従って、ガス状態等を確認した上で作業を行う。

3. 解体順序

3.1 解体計画図

【一般配置図に図示するなどして解体手順を示す】

3.2 解体手順

	作業項目	手順等 ※必要な漏えい防止対策や安全確保対策等についても記載する。	備考
	全般		
	準備作業		
	係船作業	本船の全長、幅、喫水を考慮し、接岸位置を確定。	
	フロン回収	専門業者に委託して Air dryer（車両甲板及び船楼甲板）、Chilling unit（車両甲板）のフロンガスを抜き取る。	
	上部の産廃撤去	甲板の人工芝の剥離及びその他の残置物を産廃として撤去。	
	操舵室アスベスト除去	操舵室全体をビニールシートで密閉し、負圧にした上でアスベスト除去作業を行う。 吹き付け材の剥離作業は、レベル 1 のアスベストが存在するため、操舵室全体をビニールシートで覆った上で、電動ファン付き呼吸用保護具及びフード付き保護衣を着用して剥離し、剥離した吹き付け材は指定されたビニール袋に入れて完全密封し、アスベスト保管庫に入れる。	
	煙突、操舵室ブロック切断・陸揚げ	本ブロックには、要注意機器はないが、火の粉防止策を講じたうえで切断する。	
	遊歩甲板①産廃撤去	甲板の人工芝、その他の残置物を種類別に分別し、フレコン等の容器に入れて陸揚げ撤去する。	
	遊歩甲板①切断・陸揚げ	通常解体処理	
	遊歩甲板②産廃撤去	甲板の人工芝、その他の残置物を種類別に分別し、フレコン等の容器に入れて陸揚げ撤去する。	
	遊歩甲板②切断・陸揚げ	通常解体処理	
	船楼甲板①産廃撤去	甲板敷物、その他の残置物を種類別に分別し、フレコン等の容器に入れて陸揚げ撤去する。	
	船楼甲板①切断・陸揚げ	通常解体処理	
	船楼甲板②産廃撤去	甲板敷物、その他の残置物を種類別に分別し、フレコン等の容器に入れて陸揚げ撤去する。 あわせて、同区画の揚錨機等の機器類を陸揚げする。	
	船楼甲板②切断・陸揚げ	区画の前壁にアスベストボードが使用されているため、専門業者によりアスベスト除去作業を行った後で、切断・陸揚げを行う。	
	車両甲板①産廃撤去	甲板敷物、その他の残置物を種類別に分別し、フレコン等の容器に入れて陸揚げ撤去する。	
	車両甲板①切断・陸揚げ	通常解体処理	
	車両甲板②産廃撤去	甲板敷物、その他の残置物を種類別に分別し、フレコン等の容器に入れて陸揚げ撤去する。	
	車両甲板②切断・陸揚げ	通常解体処理	
	アスベスト除去	レベル 1 及び 2 のアスベストが存在するため、立ち入り禁止看板を設置した上で、小	

● 第十号様式中「5. 再資源化解体に伴って生ずる廃棄物の管理の方法」の内容

1. 有害物質の量及び保管方法等

有害物質の量及び保管方法等を以下の表に示す（存在する有害物質のみを表に記載すること。）。

有害物質	廃棄物となった場合に該当する廃棄物の種類（※）	数量、濃度等	保管方法	収集運搬委託先	中間処理委託先	収集運搬委託先	最終処分委託先
アスベスト	(例) 廃石綿	(例) ● m ³ または ● t	(例) 二重梱包	(例) —	(例) —	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇
オゾン層破壊物質	—	● kg または ● t	—	—	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル							
防汚塗料（有機スズ、シブトリン）							
カドミウム及びカドミウム化合物							
六価クロム及び六価クロム化合物							
鉛及び鉛化合物	(例) 汚泥	(例) ● m ³ または ● t、 ● mg/l	(例) ドラム缶	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇
水銀及び水銀化合物	(例) 廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず （水銀使用製品産業廃棄物）	(例) ● m ³ または ● t	(例) ドラム缶	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇
ポリ臭化ビフェニル							
ポリ臭化ジフェニルエーテル類							
ポリ塩化ナフタレン							
放射性物質	—			—	—	—	—
塩化パラフィン							

有害物質を含む廃棄物を中間処理せず、
直接最終処分する場合は
“—” と記載してください。

廃油（スラッジ含む）	(例) 引火性廃油	(例) ● m ³ または ● t	(例) —	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇	(例) 別紙委託業者一覧	(例) 別紙委託業者一覧
ビルジ等							
貨物タンクの油性液状残留物							
水バラスト							
処理前の汚水							
処理後の汚水							
非油性液状貨物の残留物							
乾貨物の残留物							
医療廃棄物又は感染性廃棄物							

再資源化解体施設で有害物質を含む廃棄物を保管せず、
バキューム車等で直接中間処理等の施設に運搬する場合は
“—” と表記してください。
尚、委託業者が複数ある場合は別紙委託業者一覧に
とりまとめて計画書に添付してください

焼却炉の灰							
プラスチック、食物くず等							
燃料タンクの固形残留物							
貨物タンクの油性固形残留物							
油の浸みた又は化学物質により汚染された布ざれ							
タンクの乾残留物							
貨物の固形残留物							

灯油							
軽油							
潤滑油							
作動油							
焼付防止剤							
燃料添加剤							
原動機冷却水添加剤							
不凍液							
ボイラ水処理剤又は試薬							
純粋装置再生用品							
蒸発器用薬品又は水垢除去剤							
塗料安定剤又は錆安定剤							
溶剤又はシンナー							
塗料							
冷媒							
電池の電解液							
アルコール							
アセチレン	—			—	—	—	—
プロパン	—			—	—	—	—
ブタン	—			—	—	—	—
酸素	—			—	—	—	—
二酸化炭素	—			—	—	—	—
パーフルオロカーボン	—			—	—	—	—
メタン	—			—	—	—	—
ハイドロフルオロカーボン	—			—	—	—	—
一酸化二窒素	—			—	—	—	—
六フッ化硫黄	—			—	—	—	—
燃料油							
グリース							

部品、材料その他の有用な物及び有害物質を含んでいない廃棄物の量及び保管方法等以下の表に示す

その他有用な物 または 廃棄する物	廃棄物となった 場合に該当する 廃棄物の種類 (※)	数量、 濃度等	保管方法	収集運搬 委託先	中間処理 委託先	収集運搬 委託先	最終処分 委託先
(例)	—	(例)	(例)	—	—	—	—

スクラップ (鉄・非鉄)		● m ³ または ● t	バラ				
(例) 断熱材 グラスウール	(例) ガラス陶磁器及 びコンクリート くず	(例) ● m ³ または ● t	(例) フレコン	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇		〇〇〇〇	(例) (株)〇〇	(例) (株)〇〇	(例) 別紙委託 業者一覧	(例) 別紙委託 業者一覧

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項から第 5 項まで並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 1 条から第 2 条の 4 に規定する廃棄物の種類

2. 有害物質及び廃棄物処理（運搬・処分・回収）委託業者の許可証

有害物質及び廃棄物処理を委託する業者の許可証（写し）と委託する業者一覧を本計画に添付する。

- ① 〇〇株式会社（特別管理産業廃棄物運搬業許可証）
- ② 〇〇株式会社（特別管理産業廃棄物処分業許可証）
- ③ 〇〇株式会社（産業廃棄物収集運搬業許可証）
- ④ 〇〇株式会社（産業廃棄物処分業許可証）
- ⑤ 〇〇株式会社（第一種フロン類回収業者登録通知書）
- ⑥ 委託業者一覧（委託する業者が少なく、上記表に委託業者全てを書き込める場合は添付不要）

● その他

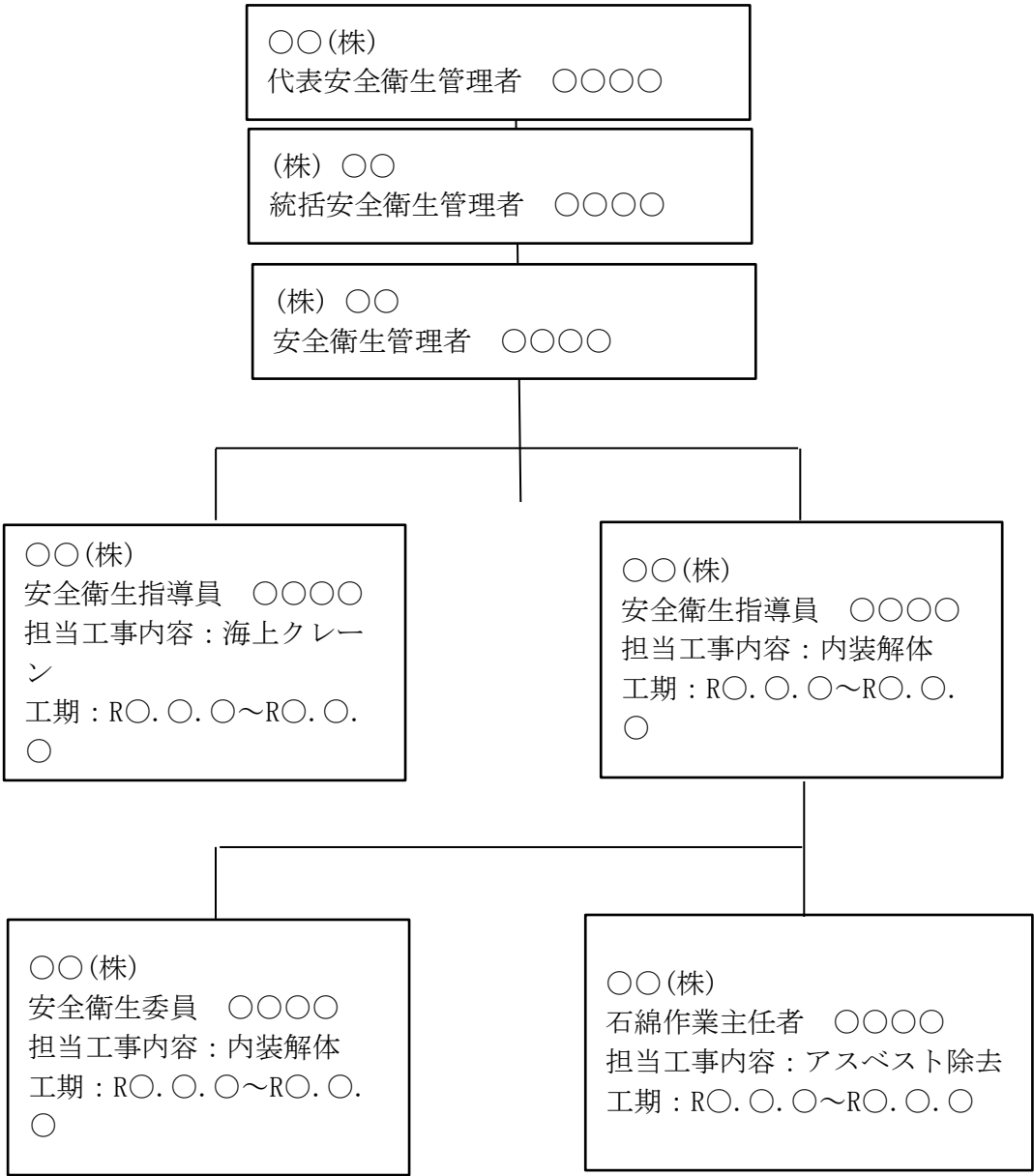
1. 再資源化品の破損防止及び保管

再資源化する予定の部品、材料等が破損しないようにする具体的な方法や、これらの保管方法について記載する。

2. 施工体制組織図

【施工体制の組織図を貼り付け】

〇〇丸 施工・安全管理体制



3. 使用重機一覧表

No	重機
	海上クレーン〇〇
	クローラークレーン〇〇
	クローラークレーン〇〇
	フォークリフト〇〇
	油圧ショベル〇〇
	油圧ショベル〇〇
	油圧ショベル〇〇
	油圧ショベル〇〇（請負業者 〇〇株式会社が使用）

4. 添付資料（インベントリ、請負業者等）